

# 電気料金種別定義書

## 【未来発電S】

株式会社 L o o o p

## 目次

1. 実施期日 .....	2
2. 定義 .....	2
3. 適用条件 .....	2
4. 契約種別 .....	4
5. 割引種別 .....	4
6. 電気料金 .....	5
7. 契約電流の変更 .....	5
8. 本定義書の変更および廃止.....	5
別表 .....	7
1. 電気料金 .....	7
2. 割引額 .....	7
3. 燃料費調整 .....	7
4. 離島ユニバーサルサービス調整.....	10

電気料金種別定義書【未来発電S】（以下、「本定義書」といいます。）は、当社の電気供給約款（低圧用太陽光電力供給契約）に基づき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。本定義書は、北海道電力エリア、東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア、関西電力エリア、および九州電力エリアのみに適用します。なお、本定義書に定める料金および燃料費調整、離島ユニバーサルサービス調整における基準単価の金額はすべて消費税等相当額を含みます。

## 1. 実施期日

「本定義書」は、2023年6月1日より実施します。

## 2. 定義

### (1) 特定卸供給

一般送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款に定める再生可能エネルギー電気特定卸供給をいいます。

### (2) Loopでんき

当社の電気料金メニューである「Loopでんき」をいいます。

### (3) Loopガス

当社のガス料金メニューである「Loopガス」をいいます。

### (4) その他本定義書において定義される言葉は、電気供給約款（低圧用太陽光電力供給契約）によるものとします。

## 3. 適用条件

### (1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、以下に該当するものに適用いたします。

北海道、東北、東京、中部、九州	当社との契約時または、設備変更の申出時の①契約電流が5アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること、または、②契約容量が6キロボルトアンペア未満であること。
関西	当社との契約時または、設備変更の申出時の契約容量または、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。

### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとする

ことがあります。

(3) 契約電流、契約容量または最大需要容量

北海道、東北、東京、中部、九州	<p>イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>ロ) 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、契約電流または契約容量は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の値を引き継ぐものとします。契約電流または契約容量の値が不明である場合、計量器の最大容量を契約電流の値とします。</p> <p>ハ) 当社は、一般送配電事業者によって、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p>
関西	<p>ニ) 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。</p> <p>ホ) 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、契約容量または最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点における値を引き継ぐものとします。契約容量または最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定が不明である場合、計量器の最大容量÷10を契約容量の値とし、計量器の最大容量が60アンペア以下であれば、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることと同義とします。</p> <p>ヘ) 当社、又は一般送配電事業者は最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を</p>

取り付けることがあります。
---------------

#### 4. 契約種別

契約種別は、次の通りとします。お客さまは、お申し込み時に以下の契約プランを希望するかを明らかにするものとし、当社の承諾をもって適用される契約プランが確定するものとし、また、契約後のプランの変更はできないこととします。

##### ① 「未来発電S」

#### 5. 割引種別

##### (1) ガス割

###### イ) 適用条件

「Loopo でんき」「Loopo ガス」をご契約されており、以下の条件を全て満たす場合、「ガス割」を適用します。

- ① Loopo でんき及び Loopo ガスの需要場所が未来発電Sの需要場所と同一であること
- ② Loopo でんき及び Loopo ガスのお支払方法が未来発電Sと同一であること

###### ロ) 割引額

従量料金単価から別表2の金額を割引きます。

##### (2) EV割

###### イ) 適用条件

以下の条件を全て満たす場合、「EV割」を適用します。

- ① お客様自身が電気事業者（以下、「EV車」といいます。）を保有しており、EV車用の充電設備がご自宅に備わっていること
  - ② 2022年11月30日以前に申し込みが完了していること
- 供給条件を満たさない状況が確認された場合は、割引適用を解消する可能性があります。

###### ロ) 割引額

従量料金単価及び自家消費料金単価から別表2の金額を割引きます。

## 6. 電気料金

- (1) 料金は、最低月額料金と、使用電力量 1 キロワット時 (kWh) につき契約種別ごとの従量料金単価を乗じた額とのうちどちらか大きい額と、電気供給約款（低圧用太陽光電力供給契約）別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費等調整額の合計とします。なお、燃料費等調整額は、本定義書の別表 3（燃料費調整）により算定された燃料費調整額と、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）により算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計とします。最低月額料金、電力量料金は、別表 1（電気料金）のとおりとします。
- (2) 割引特約が適用される場合、割引額を反映した料金を計算します。なお、複数の割引種別の適用条件を満たしている場合、それぞれの割引額の合算額を反映した料金を計算します。
- (3) 一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、当社は託送費を変更することがあります。この場合、託送費の変更については予め了承いただいたものとし、変更後の本定義書に記載する従量料金単価に基づき、料金を計算します。

## 7. 契約電流の変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約電流の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流にもとづく月額最低料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約電流を変更することはできません。
- (3) 契約電流の変更に伴い、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款（低圧用太陽光電力供給契約）に準じます。

## 8. 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気供給約款（低圧用太陽光電力供給契約）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款（低圧用太陽光電力供給契約）に準じます。



## 別表

### 1. 電気料金

最低月額料金、従量料金単価は、次のとおりとします。ただし、契約電流 15 アンペアの場合は、契約電流 10 アンペアの 1.5 倍とします。

	最低月額料金		従量料金単価		自家消費料金単価	
北海道電力管内	契約電流 10 アンペアにつき	0.00 円	1 キロワット時につき	42.00 円	1 キロワット時につき	34.00 円
東北電力管内	契約電流 10 アンペアにつき	0.00 円	1 キロワット時につき	36.90 円	1 キロワット時につき	28.00 円
東京電力管内	契約電流 10 アンペアにつき	0.00 円	1 キロワット時につき	36.70 円	1 キロワット時につき	28.00 円
中部電力管内	契約電流 10 アンペアにつき	0.00 円	1 キロワット時につき	27.70 円	1 キロワット時につき	27.00 円
関西電力管内	1 契約につき	0.00 円	1 キロワット時につき	25.50 円	1 キロワット時につき	25.00 円
九州電力管内	契約電流 10 アンペアにつき	0.00 円	1 キロワット時につき	27.40 円	1 キロワット時につき	26.00 円

### 2. 割引額

以下の金額を割引きます。

	ガス割	EV 割
東京電力管内	0.40 円	1.00 円
中部電力管内	-	1.00 円
関西電力管内	-	1.00 円
九州電力管内	-	1.00 円

### 3. 燃料費調整

#### (1) 燃料費調整額の算定

##### イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。



なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$ は、次のとおりとします。

	$\alpha$	$\beta$	$\gamma$
北海道電力管内	0.1874	0.0899	1.0036
東北電力管内	0.0259	0.2563	0.8915
東京電力管内	0.0048	0.3827	0.6584
中部電力管内	0.0275	0.4792	0.4275
関西電力管内	0.0140	0.3483	0.7227
九州電力管内	0.0053	0.1861	1.0757

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第一位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

基準燃料価格は以下のとおりとします。

	基準燃料価格
北海道電力管内	80,800 円
東北電力管内	83,500 円
東京電力管内	86,100 円
中部電力管内	45,900 円
関西電力管内	27,100 円
九州電力管内	27,400 円

#### ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1月 1日から 3月 31日までの期間	その年の 5月の検針日から 6月の検針日前日までの期間
毎年 2月 1日から 4月 30日までの期間	その年の 6月の検針日から 7月の検針日前日までの期間
毎年 3月 1日から 5月 31日までの期間	その年の 7月の検針日から 8月の検針日前日までの期間
毎年 4月 1日から 6月 30日までの期間	その年の 8月の検針日から 9月の検針日前日までの期間
毎年 5月 1日から 7月 31日までの期間	その年の 9月の検針日から 10月の検針日前日までの期間
毎年 6月 1日から 8月 31日までの期間	その年の 10月の検針日から 11月の検針日前日までの期間
毎年 7月 1日から 9月 30日までの期間	その年の 11月の検針日から 12月の検針日前日までの期間
毎年 8月 1日から 10月 31日までの期間	その年の 12月の検針日から 6月の検針日前日までの期間
毎年 9月 1日から 11月 30日までの期間	その年の 1月の検針日から 2月の検針日前日までの期間
毎年 10月 1日から 12月 31日までの期間	その年の 2月の検針日から 3月の検針日前日までの期間
毎年 11月 1日から 翌年の 1月 31日までの期間	その年の 3月の検針日から 4月の検針日前日までの期間
毎年 12月 1日から 翌年の 2月 28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、 翌年の 2月 29日までの期間)	その年の 4月の検針日から 5月の検針日前日までの期間

## 二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量（系統購入量）に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

### (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

北海道電力管内	1 キロワット時につき	17 銭 3 厘
東北電力管内	1 キロワット時につき	19 銭 7 厘
東京電力管内	1 キロワット時につき	18 銭 3 厘
中部電力管内	1 キロワット時につき	23 銭 3 厘
関西電力管内	1 キロワット時につき	16 銭 5 厘
九州電力管内	1 キロワット時につき	13 銭 6 厘

#### 4. 離島ユニバーサルサービス調整

##### (1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

###### イ 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha$ 、 $\beta$ 、および  $\gamma$  は、次のとおりとします。

	$\alpha$	$\beta$	$\gamma$
北海道電力管内	-	-	-
東北電力管内	-	-	-
東京電力管内	-	-	-
中部電力管内	-	-	-
関西電力管内	-	-	-
九州電力管内	1.0000	-	-

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が (ハ) 上限価格以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が (ハ) 上限価格を上回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{上限価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 離島基準燃料価格、上限価格は以下のとおりとします。

	離島基準燃料価格	上限価格
北海道電力管内	-	-
東北電力管内	-	-
東京電力管内	-	-
中部電力管内	-	-
関西電力管内	-	-
九州電力管内	79,300円	119,000円

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス
--------------	--------------

	調整単価適用期間
毎年 1月 1日から 3月 31日までの期間	その年の 5月の検針日から 6月の検針日前日までの期間
毎年 2月 1日から 4月 30日までの期間	その年の 6月の検針日から 7月の検針日前日までの期間
毎年 3月 1日から 5月 31日までの期間	その年の 7月の検針日から 8月の検針日前日までの期間
毎年 4月 1日から 6月 30日までの期間	その年の 8月の検針日から 9月の検針日前日までの期間
毎年 5月 1日から 7月 31日までの期間	その年の 9月の検針日から 10月の検針日前日までの期間
毎年 6月 1日から 8月 31日までの期間	その年の 10月の検針日から 11月の検針日前日までの期間
毎年 7月 1日から 9月 30日までの期間	その年の 11月の検針日から 12月の検針日前日までの期間
毎年 8月 1日から 10月 31日までの期間	その年の 12月の検針日から 6月の検針日前日までの期間
毎年 9月 1日から 11月 30日までの期間	その年の 1月の検針日から 2月の検針日前日までの期間
毎年 10月 1日から 12月 31日までの期間	その年の 2月の検針日から 3月の検針日前日までの期間
毎年 11月 1日から 翌年の 1月 31日までの期間	その年の 3月の検針日から 4月の検針日前日までの期間
毎年 12月 1日から 翌年の 2月 28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、 翌年の 2月 29日までの期間)	その年の 4月の検針日から 5月の検針日前日までの期間

## 二 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

北海道電力管内	1 キロワット時につき	-
東北電力管内	1 キロワット時につき	-
東京電力管内	1 キロワット時につき	-
中部電力管内	1 キロワット時につき	-
関西電力管内	1 キロワット時につき	-
九州電力管内	1 キロワット時につき	3 厘